

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画香月西団地地区計画を次のように変更する。

名 称	香月西団地地区計画	
位 置	北九州市八幡西区香月西一丁目及び香月西三丁目地内	
面 積	約3.7ha	
地区計画の目標	<p>当地区は本市の副都心黒崎地区の南方約7.5kmに位置し、地区の東には市道香月226号線が通り、また、都市高速道路小嶺インターチェンジまで3kmと交通至便な郊外の住宅適地である。</p> <p>現在、良好な住宅地として宅地開発が計画されていることから、本地区計画で適正な制限を定め、良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。</p>	
全 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	土地利用の方針	周辺環境との調和と融和を考慮し、良質な低層戸建住宅地としての土地利用を図り、良好な居住環境を誘導する。
	地区施設の整備の方針	法面保護のため、緑地を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途、敷地規模等の必要な制限を定め、低層戸建住宅地としての良好な居住環境の形成と保全を図る。
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	緑地 約2,100㎡
	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(住戸の数が3以上の長屋は除く。)</li> <li>2 集会所、公民館又は診療所</li> <li>3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</li> <li>4 前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>200㎡。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集会所、公民館又は診療所</li> <li>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</li> </ol>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生垣</li> <li>(2) 高さ40cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設け、植栽を組合せたもの</li> </ol>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。



当初：平成5年12月21日告示 第436号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 香月西団地地区計画の変更(北九州市決定)  
 S = 1/2,500

計画図



**凡例**

-  地区計画区域
-  地区施設(緑地)